

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の物質を定める政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の物質を定める政令（昭和四十九年政令第三百三十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 アゾ化合物（化学的変化により容易に次に掲げる物質を生成するものに限る。）</p> <p>イ 四―アミノジフェニル</p> <p>ロ オルト―アニシジン</p> <p>ハ オルト―トルイジン</p> <p>ニ 四―クロロ―ニ―メチルアニリン</p> <p>ホ 二・四―ジアミノアニソール</p> <p>へ 四・四―ジアミノジフェニルエーテル</p> <p>ト 四・四―ジアミノジフェニルスルフィド</p> <p>チ 四・四―ジアミノ―三・三―ジメチルジフェニルメタン</p>	<p>有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>（新設）</p>

リ | 二・四 | ジアミノトルエン

ヌ | 三・三 | ジクロロ | 四・四 | ジアミノジフェニルメ
タ | タン

ル | 三・三 | ジクロロベンジジン

ヲ | 二・四 | ジメチルアニリン

ワ | 二・六 | ジメチルアニリン

カ | 三・三 | ジメチルベンジジン (別名オルト・トリジ
ン)

ヨ | 三・三 | ジメトキシベンジジン

タ | 二・四・五 | トリメチルアニリン

レ | 二 | ナフチルアミン (別名ベーター・ナフチルアミン
ン)

ソ | パラ | クロロアニリン

ツ | パラ | フェニルアゾアニリン

ネ | ベン | ジジン

ナ | 二 | メチル | 四 | (二 | トリルアゾ) | アニリン

ラ | 二 | メチル | 五 | ニトロアニリン

ム | 四・四 | メチレンジアニリン

ウ| ニー|メトキシ|五|メチル|ア|ニリン
二|五|二|十一| (略)

一|五|二|十| (略)